

## 石綿飛散防止に係る周知活動とりまとめ概要

大阪府環境管理室

## 1 関係機関との取り組み

- 平成26年6月1日 届出義務が施工者から発注者に移るなど、改正大気汚染防止法、改정부条例の施行によって発注者にも主体的な関与が課せられることとなったため、発注者への周知が課題
- ①平成26年6月17日 みんなで防止!!石綿飛散 キックオフ会議
  - ・発注者となる30万棟の建物所有者が石綿飛散防止に「みんな」で取組むため開催
  - ・建築物解体時の石綿飛散防止のための行動宣言（STOPアスベスト キックオフ宣言）の採択
- ②平成26年12月17日 「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議スタート（第2回、平成27年12月27日）
  - ・関係行政機関及び民間団体が石綿の飛散防止対策に関するそれぞれの情報や意見の共有
  - ・STOPアスベスト キックオフ宣言を踏まえた周知活動の実施、とりまとめ、公表  
当初連名者数 民間団体13者から20者に増加（第1回時）、24者に増加（第2回時）

## 2 周知活動(平成26年11月から平成27年10月末まで)の概要

- ① 発注者への法・府条例規制及び飛散防止についての理解・配慮  
届出の義務、事前説明の聴取、適正な工事契約の締結についての周知
  - ・行政及び関係団体等を通じた啓発ビラの配布 →約 11,500 部
  - ・行政及び関係団体による発注者向け説明会の実施 →14会場 約 6,000 名
  - ・関係団体のホームページや会報誌等への掲載 →のべ約 9,500 部
- ② 施工者の飛散防止対策への理解・配慮  
適正な事前調査の実施、事前説明の実施、作業実施基準等の遵守についての周知
  - ・行政及び関係団体等を通じたチラシの配布 →約 1,000 部
  - ・行政及び関係団体による施工者向け説明会の実施 →4会場 約 550 名
  - ・関係団体のホームページや会報誌等への掲載 →のべ約 130 部
- ③ 府民に対する取り組み  
石綿の健康影響、飛散防止対策、法・条例規制についての啓発
  - ・行政環境展等におけるパネル展示 →2会場 来場者数:約 740 名
  - ・事業者メールマガジン(読者約3万人)、行政ホームページによる啓発

## 3 今後の活動

- ・石綿飛散防止対策に関するセミナー(6月)、説明会への講師派遣(随時)等により広く府民や関係者に対し、周知活動を実施
- ・啓発チラシ・パンフレットの配布、ホームページへの掲載等を官民連携で実施し、「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議で毎年の周知活動の状況を取りまとめ公表

## 石綿飛散防止対策の周知活動

### 1. 発注者向け啓発

#### (1) 周知チラシの配布 11,528部

行政及び発注者となる可能性のある者が加盟する団体を通じ配布。

	本会議の構成員		その他		計	
	配布数	団体等数	配布数	団体等数	配布数	団体等数
関係団体等	3,485	14	6,663	14	10,148	28
行政			1,380	1	1,380	1
計	3,485	14	8,043	15	11,528	29

#### (2) 会報・メールマガジン等による周知 9,488部

発注者となる可能性のある者が加盟する団体を通じ会報冊子、メール等で周知。

	本会議の構成員		その他		計	
	配布数	団体等数	配布数	団体等数	配布数	団体等数
関係団体等	8,610	9	878	1	9,488	10

#### (3) 行政及び関係団体による説明会 のべ14会場 6,015名

関係団体等が主催する会合等の説明会

	本会議の構成員		その他		計	
	回数	参加数	回数	参加数	回数	参加数
府職員派遣有	4	5,753			4	5,753
府職員派遣無	10	262			9	262
計	14	6,015			14	6,015

#### (4) ホームページの掲載

関係団体等のホームページにおいて、会員向けや会員・一般向けに掲載。

	本会議の構成員	その他	計
のべ回数	10		10

#### (5) その他の回答

- ①大阪府の主催する本件に関するセミナーがある度、会員に案内通知を、会合時に口頭で、又HPに掲載している。
- ②本会主催の廃棄物管理士講習会、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会等において解説し、啓発に努めている。
- ③当協会での会議にて口頭での説明およびビラ配布を行った。ただし、府職員の講師受入は

行っていない。

④7/16 大阪府環境科学センターの施設見学 アスベストもあった。

## 2. 施工者向け啓発

### (1) 周知チラシの配布 982部

行政及び施工者団体を通じ施工者に配布。

	本会議の構成員		その他		計	
	配布数	団体等数	配布数	団体等数	配布数	団体等数
関係団体等	482	4			482	4
行政	500	11			500	11
計	982	15			982	15

### (2) 会報・メールマガジン等による周知 127部

発注者となる可能性のある者が加盟する団体を通じメール等で周知。

	本会議の構成員		その他		計	
	配布数	団体等数	配布数	団体等数	配布数	団体等数
関係団体等	57	2	70	1	127	3

### (3) 行政及び関係団体による説明会 4会場 参加者 549名

大阪府が石綿飛散防止対策セミナーを開催。

2行政の説明会及び1団体の説明会に府から講師を派遣。

	本会議の構成員		その他		計	
	回数	参加数	回数	参加数	回数	参加数
関係団体等	1	39			1	39
行政			3	510	3	510
計	1	39	3	510	4	549

### (4) ホームページの掲載

関係団体等のホームページにおいて、会員向けや会員・一般向けに掲載。

	本会議の構成員	その他	計
のべ回数	3		3

## 3. 府民に対する取り組み

### (1) 環境展等へのパネル展示

行政の環境展等でのパネル展示2回（来場者数 約740人）

泉州農と緑の総合事務所においてパネルを常設展示。

(2)メールマガジンによる啓発

事業者のメールマガジンに啓発文を掲載。(メールマガジン読者数約3万)

(3)ホームページの掲載

11行政がホームページに掲載。

4. 今後の周知活動に対するアンケート結果

①民間団体アンケート集計

今後の周知活動に対する意見	件数
府が開催する石綿に関するセミナーに担当者を参加させたい。	6
行政側で発注者向けのチラシ等配布物を充実し、提供してほしい。	10
業界団体において開催するセミナー等で府職員の講演等を希望する。	4
府の該当ホームページに団体のホームページからリンクすることは可能。	12
適宜石綿関連の情報をメール配信してほしい。	7
解体工事はめったに行われるものではないことから、当業界での周知は必要ない。	2
当業界内では十分に周知されており、もう必要ない。	0

②その他意見

- ・解体工事そのものはビルオーナーや管理者にとってはまれなケースながら、増改築や仕様変更の機会は多く、その都度『石綿飛散防止』は留意すべき重要課題と認識。このため、当協会としては、会員への周知徹底を図るべく、息長く啓蒙活動を継続してゆく所存です。
- ・当協会会員の建築物(営業所、倉庫、有蓋車庫等)も老朽化した物が多く、注意喚起していきたい。


5. 会報誌への掲載事例

○蒼光(大阪倉庫協会機関紙) 第317号 p.7 2015年(平成27年)7月31日

「倉庫建て替え時のアスベスト諸問題について」  
五月二十日(水)例会終了後  
於協会会議室

**特別講演会開催**

石綿(アスベスト)による健康被害については、これまでに輸入された石綿が建築資材に使用され、それら建築物の老朽更新が今後増加する中で、解体工事における石綿飛散が問題視されている。  
昨春秋大阪府より「大阪府みんな



で防止!」石綿飛散「推進会議」の設置に際して、当協会に構成員として参加して欲しいとの要請があり、理事會に諮り承認を得て、この「推進会議」に参加した。

倉庫解体時には必ず発生する問題でもあり、法令が改正されたこともあつて、認識を新たにするため、大阪府に講演を依頼したところ快諾されたものである。

講師は、大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 大気指導グループ 課長補佐 梅田一也氏。  
会員にとつても身近な問題であり、参加者は熱心に聞き入っていた。

大阪府からのお知らせ

■建築物等の解体等工事を発注する皆様へ

石綿(アスベスト)を含む建築物等の解体等工事には発注者による  
事前届出(14日前)や飛散防止対策が必要です!

・無届出や虚偽の届出を行った場合、大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例による罰則が科せられる場合があります。

法：3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 条例：3月以下の懲役又は20万円以下の罰金

・解体等工事の計画がある場合は、早い段階で、府や市にご相談下さい。

6月にアスベスト飛散防止セミナーを開催します。

・5月上旬から府の石綿対策ホームページ(大阪府 石綿 で検索)より参加者を募集しますので、ぜひご参加下さい!

■PCB含有機器を保有している皆様へ

・PCBを含む電気機器(変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器など)を使用又は保管しているときは、処理期限までに必ず処理を行う必要があります。(処理期限を過ぎると処理できなくなります。)

処理期限：変圧器、コンデンサ、家庭用を除く照明用安定器などの高濃度PCB廃棄物は平成33年度まで  
微量PCB汚染電気機器等は平成38年度まで

・詳しくは府のPCB廃棄物保管者向けホームページ(大阪府 PCB で検索)をご覧ください。

関合先

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課

TEL 石綿/担当：06(6210)9581  
TEL PCB/担当：06(6210)9582

石綿が使用されている建築物等の解体等工事の際、発注者又は自主施工者は届出が必要です。

**届出者及び時期**

○届出の義務者は、上記の作業を伴う工事の発注者又は自主施工者です。  
○届出は、上記の作業の開始\*の14日前までに行ってください。  
※作業の開始とは、石綿の除去等に先立って行う、作業区画の隔離、集じん・排気装置の設置、足場の設置などの石綿の飛散防止のための作業を含む、一連の作業の開始をいいます。

**届出事項**

①届出者の氏名又は名称、住所、連絡先、法人の場合は代表者氏名  
②工事を施工する者の氏名又は名称、住所、連絡先、法人の場合は代表者氏名  
③工事の場所  
④作業の種類  
⑤作業の実施の期間  
⑥作業の対象となる石綿を含有する建築材料の種類・使用箇所・使用面積  
⑦作業の方法  
⑧吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材の使用面積が50㎡以上の場合、条例に基づく石綿濃度の測定計画

第1部

① 『建築物の解体等工事における石綿飛散防止対策について』

大阪府環境農林水産部環境管理室  
事業所指導課 大気指導グループ  
総括主査 清水 武憲氏

7月27日北浜フォーラムにおいて、表記セミナーが開催された。今回は、統一テーマを「ビルオーナー・管理者が知っておきたい法律(法令)改正特集」と銘打ち、技術面はもとより、労働衛生面や、喫緊課題である「マイナンバー制度」まで網羅、近年では最多記録となる117名が参加、聴講した。



挨拶をする  
塩川技術委員長

平成27年  
7月度  
技術セミナー

第一部・第二部を合わせ7テーマについて、当日使用されたパワーポイントの代表的ページを掲載いたします。編集の都合上、講演順と一致いたしません。なお、同パワーポイント内容の全てにつき、当協会ホームページ上への掲載をお許しいただいております。詳細は、当協会ホームページ・第1ページ「イベント」欄「7月27日」をご覧ください。  
(協会ホームページ <http://www.osaka-bldg.jp/>)